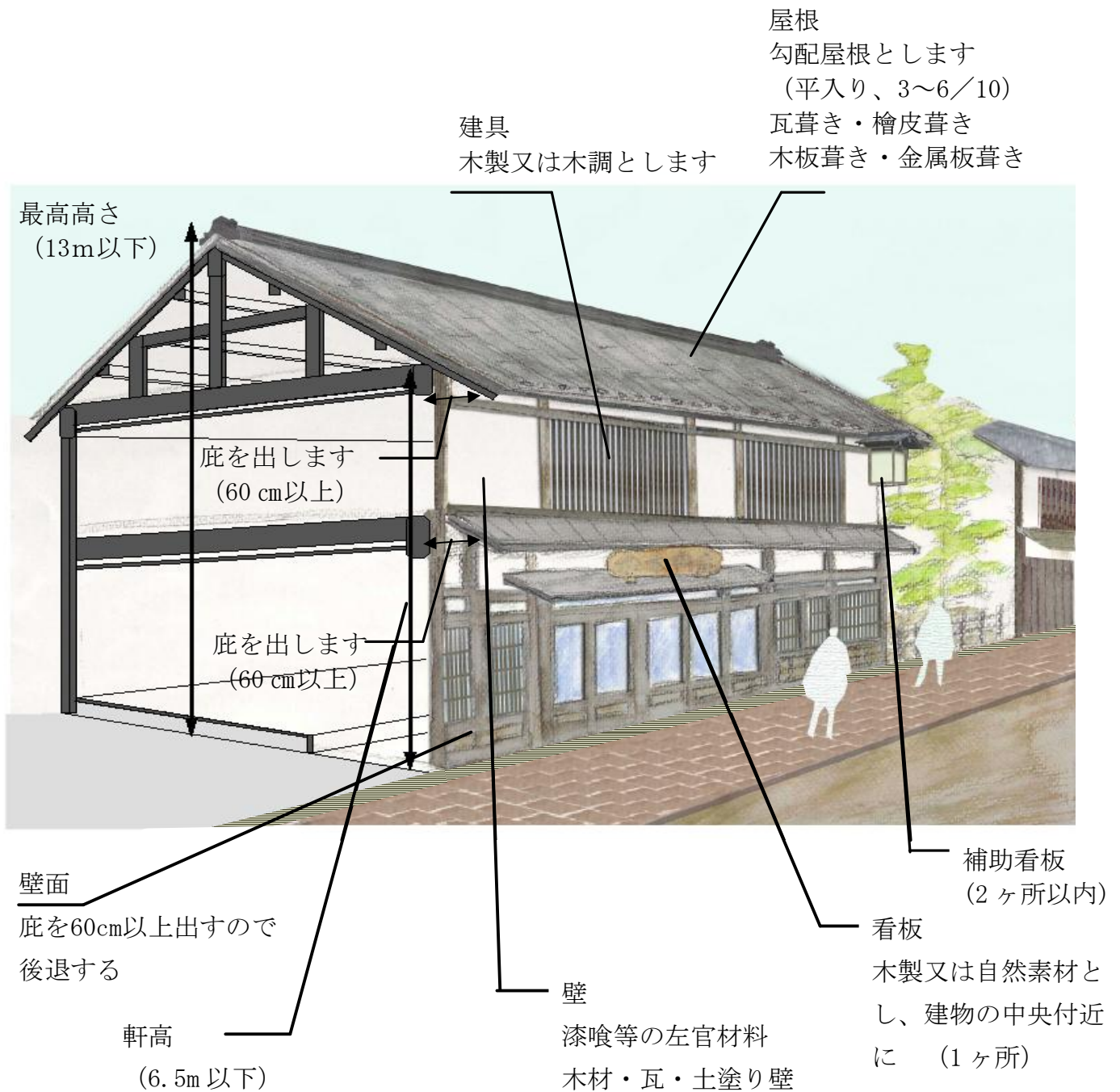


## (2) 建築物及び工作物



## 建築物及び工作物等の基準

項目	内容
<p><b>建築物 工作物等</b></p> <p>形態意匠の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● は必須項目、○ は誘導項目</li> <li>【 屋根の形状・素材・色彩 】</li> <li>● 勾配屋根を採用します。(平入りで3~6寸勾配)</li> <li>● 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。</li> <li>● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒とします。</li> <li>【 壁の形状・素材 】</li> <li>● 壁面の形状や配置については、周囲の既存建築物と調和させます。</li> <li>● 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。(新築時、庇の出は60cm以上とします)</li> <li>● 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。</li> <li>● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。</li> <li>【 建具 】</li> <li>● 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。</li> <li>○ 公共空間に面するシャッターは原則として使用しないようにします。</li> <li>【 建築設備等 】</li> <li>● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。</li> <li>● テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えにくい位置に設置します。</li> <li>【 看板 】</li> <li>● 木製又は自然素材とし、建物正面に1ヶ所、補助2ヶ所以内とします。建物正面に設置する看板の大きさは幅2m、高さ1m以内とします。</li> <li>【 敷地内の垣・柵・塀 】</li> <li>● 通りに面して、街並みの連続性を断つ塀は極力控えます。植栽等で連続性を保ちます。</li> <li>● 塀は板塀、築地塀、自然素材を用います。</li> <li>【 駐車場 】</li> <li>● 駐車場は出来るだけ道路、前庭、隣地から直接見えない位置に設けるか、目隠しを設けます。出入口の幅は3.5m以内とします。自然素材を使い、周辺の景観と調和したものとします。駐車場を設ける場合は塀や植栽等で目隠しをします。</li> <li>【 自動販売機・ゴミ置き場 】</li> <li>● 自動販売機で公共の空間から見える場合は、色彩、設置位置、目隠し等の配慮をします。</li> <li>● ゴミ置き場は建築物の内部に組み込み一体化します。または建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで目隠しをします。</li> <li>【 工作物の形状・色彩 】</li> <li>● 落ち着いた色調を用いるものとし、周辺の景観と調和させます。</li> <li>ただし、工作物の保安上必要とされるアクセント色はこの限りではありません。</li> </ul>
<p>開発行為等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【 土地の形質の変更等 】</li> <li>● 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とします。</li> <li>● 既存の土地の形質及び樹木の保存に努めます。</li> <li>【 鉱物の採掘等 】</li> <li>● 露天掘りによる鉱物の採掘、並びに土石の採取については、自然的、景観的、社会経済条件に鑑み、必要最小限とします。</li> <li>● 当該行為が地区の景観に著しい影響を及ぼさないものとします。</li> </ul>
<p>高さの 最高限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物と工作物の高さは地盤面から13m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する建築物と工作物の高さは前面道路の中心線の高さから13m以下としますが、道路と敷地の地盤面に高低差がある場合、そのまま適用することが著しく不相当と認める場合においては審議会に諮り高さを決定します。</li> <li>● 建築物の軒高は地盤面から、6.5m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する建築物の軒高は前面道路の中心線の高さから6.5m以下とします。</li> </ul>

- 勾配屋根 …… 道路に面する屋根は、街並として連続性を保つため平入りの勾配屋根とします。
- 公共空間 …… 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
- 建築物 …… 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- 工作物 …… 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物